

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2024年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）および附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消 費 税 等 相 当 額	
	円	(円)	円	(円)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	60.50	(0.00)	5.50	(0.00)
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	118.20	(▲0.35)	10.75	(▲0.03)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	216.55	(▲0.70)	19.69	(▲0.06)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	413.32	(▲1.41)	37.57	(▲0.13)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	610.14	(▲2.11)	55.47	(▲0.19)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,003.67	(▲3.50)	91.24	(▲0.32)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,003.67	(▲3.50)	91.24	(▲0.32)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	366.03	(▲1.05)	33.28	(▲0.10)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	672.71	(▲2.11)	61.16	(▲0.19)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	672.71	(▲2.11)	61.16	(▲0.19)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
従量電灯 A				
最低料金				
1 契約につき最初の 7 キロワット時まで	358.95	(▲0.63)	32.63	(▲0.06)
電力量料金				
7 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29.62	(▲0.09)	2.69	(▲0.01)
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流 10 アンペア	369.60	(0.00)	33.60	(0.00)
契約電流 15 アンペア	554.40	(0.00)	50.40	(0.00)
契約電流 20 アンペア	739.20	(0.00)	67.20	(0.00)
契約電流 30 アンペア	1,108.80	(0.00)	100.80	(0.00)
契約電流 40 アンペア	1,478.40	(0.00)	134.40	(0.00)
契約電流 50 アンペア	1,848.00	(0.00)	168.00	(0.00)
契約電流 60 アンペア	2,217.60	(0.00)	201.60	(0.00)
電力量料金				
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62	(▲0.09)	2.69	(▲0.01)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37	(▲0.09)	3.31	(▲0.01)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.32	(▲0.09)	3.67	(▲0.01)
最低月額料金				
1 契約につき	358.95	(▲0.63)	32.63	(▲0.06)
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369.60	(0.00)	33.60	(0.00)
電力量料金				
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62	(▲0.09)	2.69	(▲0.01)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37	(▲0.09)	3.31	(▲0.01)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.32	(▲0.09)	3.67	(▲0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
臨時電灯 A				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	11.67	(▲0.07)	1.06	(▲0.01)
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	23.33	(▲0.14)	2.12	(▲0.01)
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	23.33	(▲0.14)	2.12	(▲0.01)
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	233.38	(▲1.50)	21.22	(▲0.14)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	233.38	(▲1.50)	21.22	(▲0.14)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流 10 アンペアにつき	406.56	(0.00)	36.96	(0.00)
電力量料金				
1 キロワット時につき	43.30	(▲0.10)	3.94	(▲0.01)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	406.56	(0.00)	36.96	(0.00)
電力量料金				
1 キロワット時につき	43.30	(▲0.10)	3.94	(▲0.01)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	55.00	(0.00)	5.00	(0.00)
電灯料金				
10 ワットまでの 1 灯につき	111.21	(▲0.35)	10.11	(▲0.03)
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	204.78	(▲0.70)	18.62	(▲0.06)
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	391.98	(▲1.41)	35.63	(▲0.13)
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	579.23	(▲2.11)	52.66	(▲0.19)
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	953.62	(▲3.50)	86.69	(▲0.32)
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	953.62	(▲3.50)	86.69	(▲0.32)
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	344.58	(▲1.05)	31.33	(▲0.10)
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	636.41	(▲2.11)	57.86	(▲0.19)
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	636.41	(▲2.11)	57.86	(▲0.19)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
公衆街路灯B				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.60	(0.00)	30.60	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき	28.72	(▲0.09)	2.61	(▲0.01)
最低月額料金				
1契約につき	332.55	(▲0.63)	30.23	(▲0.06)
低圧電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,300.89	(0.00)	118.26	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	27.09	(▲0.13)	2.46	(▲0.01)
その他季料金	25.64	(▲0.13)	2.33	(▲0.01)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	269.74	(▲0.98)	24.52	(▲0.09)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	30.39	(▲0.14)	2.76	(▲0.01)
その他季料金	28.65	(▲0.14)	2.60	(▲0.01)
農事用電力A				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	662.89	(0.00)	60.26	(0.00)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	23.00	(▲0.13)	2.09	(▲0.01)
その他季料金	21.92	(▲0.13)	1.99	(▲0.01)
農事用電力B				
契約電力1キロワットにつき				
最初の30日まで	9,258.19	(▲49.12)	841.65	(▲4.47)
30日をこえる1日につき	308.60	(▲1.64)	28.05	(▲0.15)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 4 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料
金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
契約使用期間				
最初の 30 日まで				
契約電力				
0.5 キロワット	4,969.31	(▲6.08)	451.76	(▲0.55)
1 キロワット	7,492.28	(▲12.17)	681.12	(▲1.11)
2 キロワット	12,238.71	(▲24.34)	1,112.61	(▲2.21)
3 キロワット	17,087.39	(▲36.51)	1,553.40	(▲3.32)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごと に	3,399.18	(▲12.17)	309.02	(▲1.11)
30 日をこえる 1 日につき				
契約電力				
0.5 キロワット	46.58	(▲0.20)	4.23	(▲0.02)
1 キロワット	78.88	(▲0.41)	7.17	(▲0.04)
2 キロワット	168.76	(▲0.82)	15.34	(▲0.07)
3 キロワット	260.85	(▲1.21)	23.71	(▲0.11)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごと に	90.98	(▲0.41)	8.27	(▲0.04)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載